当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

⑯　新株予約権付社債に関する事項

⑭ａ、ｇ、ｈ、ｉ、ｊ、ｋ、ｌ、ｍ、ｎ、ｏ及びｐに準じて記載すること。

⑰　コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集

［ａ～ｄ　略］

ｅ　「バックアップラインの設定内容」の欄には、当該金融機関から借入れができる短期借入枠の金額、条件等を記載すること。

ｆ　当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に保証が付されている場合には、「保証者の概要」の欄に保証者の資本金の額及び事業の内容を記載し、「保証の内容」の欄に保証の内容及び条件等を記載すること。

ｇ　［略］

ｈ　当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

［(a)・(b)　略］

当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

⑱　外国譲渡性預金証書の募集

［ａ・ｂ　略］

ｃ　「割引率」、「利率」又は「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

［ｄ～ｆ　略］

ｇ　当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

［(a)・(b)　略］

当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

⑲　カバードワラントの募集

ａ　届出書に係るカバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意⑬１に準じて記載すること。

［ｂ・ｃ　略］

---

当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

⑯　新株予約権付社債に関する事項

⑭のａ、ｇ、ｈ、ｉ、ｊ、ｋ、ｌ、ｍ、ｎ、ｏ及びｐに準じて記載すること。

⑰　コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集

［ａ～ｄ　同左］

ｅ　「バックアップラインの設定」の「内容」の欄には、当該金融機関から借入れができる短期借入枠の金額、条件等を記載すること。

ｆ　当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に保証が付されている場合には、「保証」の「保証者の概要」の欄に保証者の資本金の額及び事業の内容を記載し、「保証の内容」の欄に保証の内容及び条件等を記載すること。

ｇ　［同左］

ｈ　当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

［(a)・(b)　同左］

当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

⑱　外国譲渡性預金証書の募集

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　「割引率」、「利率」又は「申込取扱場所」の記載をしないで届出書を提出する場合には、その事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

［ｄ～ｆ　同左］

ｇ　当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

［(a)・(b)　同左］

当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

⑲　カバードワラントの募集

ａ　届出書に係るカバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意⑬の１に準じて記載すること。

［ｂ・ｃ　同左］